

## 保育制度改革に関する意見書(案)

急激な少子化が進むなか、保育施策の拡充に対する国民の期待はかつてなく高まっており、国会において2006年以来、「現行保育制度にもとづく保育施策の拡充を求める請願書」が4年連続して採択されていることは、こうした国民の声の反映にほかならない。

現在、国において待機児童解消のためにと保育所に係る基準を緩和、地方分権を名目に地方自治体に責任を委ねる方針が出され、直接契約・直接補助方式の導入など市場原理に基づく保育改革論、幼保一元化を含めた制度改革の検討がすすめられようとしている。この改革案は児童福祉法24条にもとづく市町村の保育実施の責任を大幅に後退させ、保育の市場化をすすめるものである。こうした改革がすすめば、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差の広がり、家庭の経済状況により受ける保育のレベルの格差が生じる。

全国どの地域においても子どもたちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠である。地方分権の推進には、全国どこでも守るべきナショナルミニマムの保障の仕組みを確立することが必要である。最低基準を地方自治体に委ねては自治体の力量によって格差が生じる。国の責任において基準の底上げと財政の保障を行い、国の自治体の責任を明記した現行保育制度を基本に、保育施策の拡充が求められている。

よって、国の保育制度改革の議論は、子どもの権利を最優先に、地方の実情を踏まえ、国と地方の責任のもとに実施をする、充実した制度とされるよう、以下の事項について強く要望する。

### 記

- 1、児童福祉法24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2、国は市町村が責任を持って待機児童解消に向けて取り組みができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
- 3、保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと
- 4、保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行わず、抜本的に改善すること。
- 5、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 6、子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備をすすめること。
- 7、民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2010年12月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)